

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労災保険の補償](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

労災保険の補償

仕事中に怪我をして休業した場合には、労働者災害補償保険（労災保険）から補償が出されます。労災保険は、もともと労基法第8章に定められた使用者の労災補償責任に基づいており、労働者を使用するすべての事業に強制適用されます。保険料は全額事業主負担で、労働者からは徴収されません。

仕事の怪我で休業する場合には、労災保険法第12条8項で定められている、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付が支給されます。

療養補償給付とは、一言でいえば、自己負担なしで治療を受けられるということです。病院などを通じて手続きを行い、治癒するまでの期間、100%給付されます。

休業補償給付は、休業4日目以降の療養による休業期間について、1日につき平均賃金（給付基礎日額）の60%に相当する金額が支給されます。

（休業して最初の3日間は、労基法の定めにより会社が補償する義務を負います）

なお、給付される金額には年齢別の最低・最高限度額が定められています。

また、この休業補償給付に加えて、平均賃金の20%が休業特別支給金として支給されますから、合計すると平均賃金の80%が労災保険より支給されることとなります。

障害補償給付は、傷病が治癒したとき、身体に障害が残った場合に支給されます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録**お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.